



熊本県公報

号外 第 2 5 号

平成 29 年 7 月 6 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…… (人事課)	3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例…… (財政課)	4
○熊本県情報公開条例及び熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例…… (県政情報文書課)	4
○熊本県税条例の一部を改正する条例…… (税務課)	5
○熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例…… (//)	8
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…… (//)	8
○熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例…… (医療政策課)	9
○熊本県国民健康保険運営協議会条例…… (国保・高齢者医療課)	9
○くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例…… (男女参画・協働推進課)	10
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例…… (商工振興金融課)	10
○熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例…… (農村計画課)	11
○熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例…… (高校教育課)	11

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 再度の育児休業をすることができる特別の事情を加えることとした。(第 3 条関係)
 - 2 育児休業の期間の再度の延長をすることができる特別の事情を加えることとした。(第 4 条関係)
 - 3 再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を加えることとした。(第 11 条関係)
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 - 1 技能検定試験手数料について、実技試験の 2 級又は 3 級を受けようとする 3 5 歳未満の受検者に係る区分を設けることとした。
 - 2 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県情報公開条例及び熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 熊本県情報公開条例の一部改正【第 1 条】
熊本県住宅供給公社の解散に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
 - 2 熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正【第 2 条】
熊本県住宅供給公社の解散に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係、第 17 条関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 4 所要の経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県税条例の一部を改正する条例
 - 1 総則
電子情報処理組織を使用して行う申告行為等ができない者が多数に上ると認められる場合には、対象者の範囲及び期日を指定して申告等の期限を延長する措置を講ずることとした。(第 15 条関係)
 - 2 個人県民税
所得割の税率について、政令市に住所を有する者の標準税率を 2 % とすることとした。(第 29 条関係)
 - 3 不動産取得税
居住用超高層建築物に係る不動産取得税の課税について、階層の差異による床

- 面積当たりの取引価格の傾向を踏まえて補正を行う措置を講ずることとした。(第 49 条関係)
- 4 狩猟税
 - 税率区分に係る用語の名称変更を行うこととした。(第 146 条関係)
 - 5 自動車取得税
 - (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置及び税率の特例措置について、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3、附則第 8 条の 3 の 2 関係)
 - (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 の 4 関係)
 - 6 その他規定の整理を行うこととした。
 - 7 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 1 公布の日
 - (2) 2 平成 30 年 1 月 1 日
 - (3) 4 平成 31 年 1 月 1 日
 - 8 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

- 1 地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
- 2 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる事業の一部を変更することとした。(第 1 条、第 4 条の 2 関係)
- 2 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる設備の取得期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 4 条の 2 関係)
- 3 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の不均一課税の対象となる施設又は設備の取得期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 4 条の 4 関係)
- 4 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる設備の取得期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 4 条の 7 関係)
- 5 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる計画の同意期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 4 条の 13 関係)
- 6 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 7 その他規定の整理を行うこととした。(第 1 条関係)
- 8 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 9 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

- 1 熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県国民健康保険運営協議会条例

- 1 熊本県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 協議会を設置することとした。(第 1 条関係)
 - (2) 協議会の所掌事務について定めることとした。(第 2 条関係)
 - (3) 協議会の組織及び委員の資格について定めることとした。(第 3 条関係)
 - (4) 協議会の委員の任期について定めることとした。(第 4 条関係)
 - (5) 協議会の会長について定めることとした。(第 5 条関係)
 - (6) 協議会の会議について定めることとした。(第 6 条関係)
 - (7) 協議会の庶務について定めることとした。(第 7 条関係)
 - (8) その他協議会の運営に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第 8 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

- 1 くまもと県民交流館における指定管理者の業務を拡充するため、関係規定を整備することとした。(第 1 3 条関係)
- 2 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の目的に、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与することを加える。(第 1 条関係)
- 2 県が回収納付金を受け取る権利を放棄することができる対象に、次に掲げる計画に基づく場合等を加えることとした。(第 3 条関係)
 - (1) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第 3 条第 1 項に規定する特定調停手続(災害救助法第 2 条の災害の影響により中小企業等が申し立てた場合に限る。)において策定された事業の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画
 - (2) 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成 2 1 年法律第 6 3 号)第 2 5 条第 4 項に規定する株式会社地域経済活性化支援機構による再生支援決定に係る事業の再生の計画
 - (3) 株式会社地域経済活性化支援機構法第 3 2 条の 2 第 3 項に規定する株式会社地域経済活性化支援機構による特定支援決定に係る計画で、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関するもの
 - (4) 産業競争力強化法第 2 条第 1 5 項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第 1 6 項に規定する特定認証紛争解決手続において策定された事業の再生に関する計画
 - (5) 産業競争力強化法第 1 3 3 条第 2 号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第 1 2 7 条第 2 項に規定する支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 土地改良法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(附則第 6 項、第 7 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

- 1 次の 5 条例について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定調停(災害救助法第 2 条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。)において、特定調停法第 1 6 条又は第 1 7 条第 6 項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされた場合の免除規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例【第 1 条】
 - (2) 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例【第 2 条】
 - (3) 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例【第 3 条】
 - (4) 熊本県医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例【第 4 条】
 - (5) 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例【第 5 条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 9 年 7 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 4 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成 4 年熊本県条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。
第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第532号を次のように改める。

(532) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

技能検定試験手数料 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 実技試験を行う場合 次の(ア)から(エ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき17,900円

(イ) 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であつて、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者及び(エ)に掲げる者を除く。） 1職種につき8,900円

(ウ) 実技試験の3級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校、中等教育学校（同法第66条の後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項の高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校在学する者をいう。（エ）において同じ。）である受検者（(エ)に掲げる者を除く。） 1職種につき11,900円

(エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であつて、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。） 1職種につき2,900円

イ 学科試験を行う場合 1職種につき3,100円

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

熊本県情報公開条例及び熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県情報公開条例及び熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県情報公開条例の一部改正）

第1条 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに熊本県住宅供給公社」を削る。

（熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「並びに熊本県住宅供給公社」を削る。

第17条第1項中「、熊本県住宅供給公社」を削る。

附 則

（施行期日）

1年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第11項」に改め、同号ア(ウ)中「100分の138」を「100分の150」に改め、同号イ中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第12項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第15条第1項及び第2項の改正規定並びに同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定 公布の日
- (2) 第29条第1項の改正規定 平成30年1月1日
- (3) 第146条第1項の改正規定 平成31年1月1日

(経過措置)

2 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第29条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第49条第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。)とされた附属建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。)のこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築された改正前の第49条第4項の1棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後専有部分を有するもの(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。))の専有部分等の施行日以前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第28号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。第3条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第29号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に、「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

第4条の2中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同条第1号ア中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第4条の4第1項第1号中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第4条の7第1項第1号ア中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第4条の13第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。附則第2項中「平成29年3月31日(第4条の14第1項第2号及び第2項第1号に規定する土地の取得が行われた場合にあつては、平成30年3月31日)」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に
- 2 新条例第4条の2の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人に対して適用日以後に課すべき事業税に適用し、適用日前に過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人に対して適用日以前に課すべき事業税については、なお従前の例による。

熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。
平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第30号

熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例
熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年熊本県条例第53号）は、廃止する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。
平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第31号

熊本県国民健康保険運営協議会条例

（設置）
第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第9条の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、熊本県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
(1) 改正法附則第7条の規定による国民健康保険運営方針に関すること。
(2) 改正法附則第9条の規定に基づく改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（組織）
第3条 協議会は、委員11人で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定める人数とする。
(1) 被保険者を代表する委員 3人
(2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人
(3) 公益を代表する委員 3人
(4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

3 委員は、知事が任命する。
（委員の任期）
第4条 委員の任期は、前条第3項の任命の日から平成30年3月31日までとする。
（会長）

第5条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて互選された委員が、その職務を代行する。
（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第32号

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

くまもと県民交流館条例(平成13年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第3条第1号」を「第3条各号」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第33号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例(平成21年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定め、もつて中小企業等が事業の再生に資すること」を「定めることにより、中小企業等が事業の再生に資すること及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与すること」に改める。

第3条中「と認めるときは」の次に「(当該計画が第2号に掲げる計画である場合にあっては事業の再生に資する」と認めるとき又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与する」と認めるときを「と認めるとき又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与する」と改め、同条第4号中「前」を「前」に改め、同条第9号とし、同条第10号を削る。

第3条第3号を削除し、同条第2号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の次に「(以下この条において「中小機構」という。)」を加え、「第133条」を「第133条第1号」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第1号中「(平成25年法律第98号)」を削り、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を加える。

(1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項に規定する特定調停手続(災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害の影響により中小企業等が申し立てた場合に限る。)において策定された、事業活動の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項に規定する株式会社地域経済活性化支援機構による再生支援決定に係る事業の再生に関する計画

(4) 株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項に規定する株式会社地域経済活性化支援機構による特定支援決定に係る計画で、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関するもの

(5) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第15項に規定する特定認定証紛争解決事業者が行う同条第16項に規定する特定認定証紛争解決手続において策定された事業の再生に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第34号

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「附則第8項」を「附則第7条第1項」に改める。

附則第7項中「附則第9項」を「附則第7条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第35号

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例
（熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正）

第1条 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（返還の債務の裁量免除）

第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡し、又は心身の障害により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたとき 返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部

(2) 施設等において修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき 施設等における業務従事期間を、修学資金の貸与を受けた期間除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額

(3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。以下「特定調停法」という。）第2条第3項に規定する特定調停（災害救場助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。）において、特定調停法第16条又は第17条第6項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされたとき 返還の債務の額の全部又は一部

（熊本県育英資金貸与基金条例の一部改正）

第2条 熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（返還免除）

第12条 知事は、育英奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、育英資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡し、又は障害により労働能力を喪失した場合

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。以下「特定調停法」という。）第2条第3項に規定する特定調停（災害救場助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。）において、特定調停法第16条又は第17条第6項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされた場合

（熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正）

第3条 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（返還債務の裁量免除）

第10条 知事は、貸与生又は貸与生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者又はその者の遺族の申請により、第7条の規定にかかわらず、貸与した修学奨励資金の返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡し、又は心身の障害により貸与を受けた修学奨励資金を返還することができなかつたとき 返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。以下「特定調停法」という。）第2条第3項に規定する特定調停（災害救場助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。）において、特定調停法第16条又は第17条第6項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされた場合 返還債務の全部又は一部

(熊本県医師修学資金貸与条例の一部改正)
 第4条 熊本県医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(返還債務の裁量免除)

第11条 第7条に規定する場合を除き、知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返済債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡又は傷病その他やむを得ない事由により、貸与を受けた修学資金を返還することが特に困難であると認められる場合
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号。以下「特定調停法」という。)第2条第3項に規定する特定調停(災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。)において、特定調停法第16条又は第17条第6項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされた場合

(熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部改正)
 第5条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例(平成22年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(返還免除)

第9条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、通学支援奨学金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡し、又は労働能力を喪失した場合において、返還債務を履行することが困難であると認めるとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号。以下「特定調停法」という。)第2条第3項に規定する特定調停(災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。)において、特定調停法第16条又は第17条第6項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされた場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。